

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の料金

(消費税込料金)

株式会社 I-PEC

■ 一戸建住宅 (建築確認と同時申請の場合)

区分	対象	床面積	審査料金
1	一戸建ての住宅	—	¥36,000

■ 共同住宅等 (建築確認と同時申請の場合)

区分	対象	床面積	審査料金
2	共同住宅等 (住戸部分)	—	お問合せ下さい
3	共同住宅等 (共用部分)	—	お問合せ下さい

■ 非住宅建築物 (建築確認と同時申請の場合)

区分	対象	床面積	審査料金
4	非住宅建築物	—	準備中

■ 審査料金の取扱いについて

- 他機関にて建築確認申請をされる場合は、上記の審査料金に別途追加料金として区分 1 にあつては、**20,000 円**を申し受けます。
その他の区分にあつては、下記の表 (A) に従い算定した審査料金に 1.30 を乗じた金額といたします。(1,000 円未満は切り捨てとします。)
- 当社で適合証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合については、変更に係る床面積の 2 分の 1 の面積にて料金を算定いたします。
(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の面積にて料金を算定いたします。)
- 他機関 (行政含む) にて適合証等の交付を受けた建築物の計画を変更する場合については、当該変更する部分の面積を含めた延べ面積にて料金算定いたします。
- 審査料金の算定は、下記の表 (A) に従い技術的審査申請依頼の内容に応じて上記区分に対応する金額を合計した料金といたします。
- 適合証の再交付料金
1 通につき **4,000 円**を申し受けます。

表 (A)

区分	申請依頼内容	審査料金算定方法	
1)	一戸建ての住宅の場合	区分「1」の料金	
2)	共同住宅等の場合	住戸部分	区分「2」の料金
		住棟全体	区分「2」+区分「3」の合計料金
3)	複合建築物の場合	住戸部分	区分「2」の料金
		建築物全体	区分「2」+区分「3」+区分「4」の合計料金
4)	非住宅建築物の場合	区分「4」の料金	

制定 : 平成25年3月 1日
 料金表改訂: 平成26年4月 1日 (8%税込料金併用)
 料金表改訂: 令和元年10月 1日 (10%税込料金併用)
 料金表改訂: 令和3年4月1日 (消費税込料金表示に伴う料金見直し)